

財務省告示第二百九十七号
 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四
 十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入
 消却したので、その国債の名称等を別表のとおり
 告示する。
 平成十七年八月五日
 財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

国債の名	記号	実行日	の総額	の総額
				の総額
年債利付国庫券（五庫）	回第十五	日年平 七成 月十 六七	万三 百五 十	百円
合計			万三 百五 十	